報

ウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定 十月二十五日農林水産省告示第千四百四十七号 七十三号)別表二の付表第二に基づき、平成六年 (オーストラリア連邦産ケンジントン種のマンゴ 植物防疫法施行規則 (昭和二十五年農林省令第

> ケイト種、ケンジントン種、ケント種及びパルマーー中「ケンジントン種」を「アールニイー二種、 平成十一年十二月十七日十二月十七日から施行する。 農林水産大臣 玉沢徳一郎